

令和5年5月12日
資料提供

問い合わせ先
環境生活総務課 環境計画班
田中・野中（内線 2674）
（直通）073-441-2674

（仮称）新白馬風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の 縦覧等が開始されます

JR 東日本エネルギー開発株式会社が計画する標記事業に係る計画段階環境配慮書（※）について、環境影響評価法に基づく事業者による縦覧及び一般の方からの意見募集が下記のとおり実施されますので、お知らせします。

※ 事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書（事業者が作成）をいいます。

記

1 事業の概要

事業の名称	（仮称）新白馬風力発電事業
事業者	JR 東日本エネルギー開発株式会社 代表取締役社長 松本 義弘 東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地 JR 神田万世橋ビル 15 階
事業の内容	風力発電所（陸上）
事業実施想定区域	広川町、日高川町、日高町及び御坊市
事業の規模等 （予定）	○発電設備出力 最大 60,000kW （単機出力 3,000~4,300kW×最大 17 基）

※ 風力発電については、50,000kW 以上の出力で環境影響評価法の対象となります。

2 縦覧期間（縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時）

令和5年5月12日（金）から6月12日（月）まで

3 縦覧場所

和歌山県庁 環境生活総務課

【広川町】広川町役場企画政策課

【日高川町】日高川町役場企画政策課、中津支所、美山支所

【日高町】日高町役場企画まちづくり課

【御坊市】御坊市役所企画課

【電子縦覧】<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

4 意見書の提出について

計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送（6月12日（月）当日消印有効）ください。

5 問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 総務部 広報担当

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-25 JR神田万世橋ビル 15階

電話番号 03-6206-6076

※ 受付時間：午前10時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

参考

○ 環境影響評価（環境アセスメント）制度について

環境影響評価制度は、法令で定める大規模事業を行うにあたり、事業が及ぼす環境影響を事業者自らが調査、予測、評価し、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを反映して環境影響の回避・低減を図る制度です。

環境影響評価法の手続は、大きく分けて配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書の5段階があり、各図書の内容は次のとおりです。

図書	内容
配慮書【今回】	事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめたもの
方法書	どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したもの
事業者による調査・予測・評価（以下、「調査等」という。）の実施	
準備書	調査等を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたもの
評価書	事業者が準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの
個別法の許認可等での審査・事業の実施	
報告書	工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後にまとめたもの

○ 知事意見について

県は、7月上旬を目処に、和歌山県環境影響評価審査会や関係自治体等の意見を勘案して計画段階環境配慮書に対する知事意見を作成し、事業者に提出します。